

入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成22年6月10日(木) 東北大学本部棟第二会議室	
委員	委員長 加藤義雄(元仙台市副市長) 委員 手島貴弘(公認会計士) 委員 高田敏文(大学院教授) (三輪委員は欠席)	
審議対象期間	平成21年10月1日～平成22年3月31日	
抽出案件(合計)	7件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ての審議はなし。 「建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議」については、抽出案件に係る発注担当者が回答した。
工事(小計)	4件	
一般競争 (政府調達協定対象工事)	1件	
一般競争 (政府調達協定対象工事を除く)	2件	
工事希望型競争	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務	3件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・特になし	

別紙 質 問	回 答
<p>1 . 審議対象工事及び業務の抽出について (担当委員より説明)</p> <p>・ 特になし</p>	
<p>2 . 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p><u>(1) 一般競争入札方式(政府調達協定対象)</u> 【(片平) インテグレーション教育研究棟新営工事】</p> <p>・ 低入札価格調査を行った際の具体的な調査方法について説明願いたい。</p> <p><u>(2) 一般競争入札方式</u> 【(雨宮) 本館外補修等工事】</p> <p>・ 落札金額や他の入札参加者全者の入札金額と予定価格との間に大幅な乖離がみられるが、予定価格の積算の妥当性と、ひいては積算方法に見直しの余地が無いが説明願いたい。</p>	<p>・ 調査は、契約権限者が参集した調査会の下で行われる。調査の内容は、当該低入札価格の要因が、学内規程で定める基準に該当するものか否かの確認を行うものであり、方法は相手方への聴き取りと書面審査の2段階の手続きを以て行っている。</p> <p>本件の調査では、聴き取りで、調査相手が近隣で数件の大型建設プロジェクトを施工中であり、それらの工事と併せて購入することで資材価格を大幅に低減できることが判明した。</p> <p>このことは、学内規程に照らし、低廉入札の要因となる基準に該当したので、落札者とするに至ったところである。</p> <p>・ 本件低入札価格の要因としては、防水資材や金属製建具等の集中購買ができることと、天候の安定と閑散期による職人の確保が容易であったことと、施工効率や運搬費用の低減が図れるクサビ式仮設足場を利用することでの費用低減ができることが確認できた。</p> <p>本件における入札金額と予定価格の乖離は、低入札価格調査の結果や他の入</p>

<p>・発注者側と受注者側との間における、工事のクオリティーに対する認識の違いが乖離に現れたのではないか。</p> <p><u>(3) 一般競争入札方式</u> 【(病院) 外来診療棟診療機能移転整備機械設備工事】</p> <p>・1社入札だが、周辺に類似工事があれば入札状況等について説明願いたい。</p> <p>また、より多くの入札参加者を誘因するために、入札参加条件で資格等級区分を拡大するなどの方策は取れなかったのか。</p>	<p>札者の入札金額内訳書から判断すると、特に防水工事に係る積算金額の差によるところが大きいと考えられる。</p> <p>本件予定価格の積算では、防水専門業者から得た見積りに本学で定めた査定率を掛け算出したものであるが、今回の結果を受け、特に大規模な防水工事について、査定率の見直し等について検討する必要があると考える。</p> <p>・認識の違いは無かったと考えている。整備内容が過大にとられないように工事件名を“改修”ではなく“補修”とした経緯はあるが、それが入札者の積算に反映することはないし、本学の予定価格で必要以上の積算はしていない。また、(補修の)目的も達成されている。</p> <p>・本件は、病院外来診療棟改修事業のうちの1工事であり、他にもこの事業の関連で建築工事の入札を実施したが、不調や再度公告を行った。</p> <p>資格等級区分の設定については、直近上位等級には拡大し実施したが、下位等級については、種々検討したが履行の確保について疑問が残ったので実施しないこととした。</p>
---	--

<p><u>(4) 随意契約</u> 【東北大学病院中央診療棟無停電電源装置用蓄電池更新工事】 ・ 随意契約とした理由の具体について説明願いたい。</p> <p>・ 予定価格の積算について、説明願いたい。</p>	<p>・ 本院内には本件メーカー製品以外にも無停電装置があるが、市場調査の結果、それらのメーカーをはじめいずれのメーカーも、他社の製品を扱った時、事故や瑕疵が発生した場合の責任分岐点の特定に問題があるため、他社の工事を行わないという事実が判明した。このことから特命随意契約として契約を締結したものである。</p> <p>・ 相手方の見積りに一定の低減率で補正して算出している。低減率はカテゴリー別に備えてあり、落札結果等のデータを基に、施設部で毎年見直ししている。</p>
<p><u>(5) 簡易公募型プロポーザル方式</u> 【(川内1)体育館改修建築設計業務】 ・ 1社応札になった理由について説明願いたい。</p> <p>・ 体育館改修というような案件でも、競争参加の条件として、施工規模を設定した施工実績を求めるのか。</p> <p>・ 落札率が極端に低くなった理由について説明願いたい。</p>	<p>・ 競争参加の条件として設定した施工実績の施設規模が、小規模の設計事務所の参加を制限することになったのかと推測する。また、体育館の改修という業務内容が、大企業の関心から外れたのであろうと推測する。</p> <p>・ 本件については耐震改修も含めており、技術難易度の低い単純な改修ではなく、一定の経験値が必要であるとの判断で、施工規模を設定すべきと考えた。</p> <p>・ 設計業務の積算要領の改訂が平成21年度あり、本件の予定価格も改訂前の積算額と比較して上昇した。一方、本件の契約相手方は、この積算要領改訂の直前に、別案件の契約を締結していたので見積り金額の提示にあたっては、この直前の契約実績が念頭にあったのではないかと推測する。</p>

<p>(6) 標準型プロポーザル方式</p> <p>【(片平)外国人研究員等宿泊施設新営電気・機械設備設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル相手方の選定過程について説明願いたい。 <p>また、本件は参加者が4社であり、他の標準型プロポーザル方式と比較して少ないように思えるがその理由も説明願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格登録者のうち、業種区分(建築設備)、経営状況(欠損の無いもの)、本学実績(設備新営)、提案能力(プロポーザルの評価実績)の項目で一定の基準を設定し、この基準と照らし選定した。 <p>標準型プロポーザル方式で選定する際の最終的な絞り込み数は3～5社を目安にしていたので、設定した選定基準に対して4社は意図したとうりの結果だったと考える。</p>
<p>(7) 随意契約方式</p> <p>【(片平)インテグレーション教育研究棟新営建築設計業務(その2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約とした理由の具体について説明願いたい。 <p>また、見積り金額が2回目で予定価格にかなり近い金額になっているが、そのところも説明願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、現在施工中の建物新営工事の元設計と密接不可分な設計要素を有し、加えて元設計時に行った計画通知に係る変更手続きも必要となることから、元設計業務の相手方と随意契約を締結したものである。 <p>2回目の見積金額が近似したことについては、相手は元設計業者なので請負代金を容易に推量できる立場にあり、2回目が見積金額が近接していても不自然ではないと考える。</p>